㈢　監査人による認定設置運営事業者等の行為の差止め

監査人は、設置運営事業等において認定設置運営事業者等が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって設置運営事業等の健全な運営に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、当該認定設置運営事業者等に対し、当該行為をやめることを請求しなければならないこととした。（第二五条関係）

㈢　認定設置運営事業者等が行う業務の会計

⑴　認定設置運営事業者等は、設置運営事業等について、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表で国土交通省令（当該認定設置運営事業者等がカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者であるときは、カジノ管理委員会規則・国土交通省令。以下同じ。）で定めるもの（以下「財務諸表」という。）の様式を定め、その会計を整理しなければならないこととした。（第二八条第一項関係）

⑵　認定設置運営事業者は、カジノ業務、カジノ行為区画内関連業務及び1の㈡の⑴のイからヘまでに掲げる施設ごとの業務並びにそれら以外の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならないこととした。（第二八条第二項関係）

⑶　認定施設供用事業者は、カジノ施設供用業務及び1の㈡の⑴のイからヘまでに掲げる施設ごとの業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならないこととした。（第二八条第二項関係）

⑷　認定設置運営事業者等は、事業年度ごとに、経理の状況等を記載した報告書（以下「財務報告書」という。）を、認定都道府県等の同意を得て、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣（当該認定設置運営事業者等がカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者であるときは、カジノ管理委員会及び国土交通大臣。以下㈢において同じ。）に提出しなければならないこととした。（第二八条第四項関係）

⑸　認定設置運営事業者等は、⑷の規定により財務報告書を提出するときは、監査人の監査を受けなければならないこととした。（第二八条第六項関係）

⑹　認定設置運営事業者等は、財務報告書の記載内容が国土交通省令に基づき適正であることを確認した旨を記載した確認書（以下「確認書」という。）を、当該財務報告書と併せて認定都道府県等の同意を得て、国土交通大臣に提出しなければならないこととした。（第二八条第七項関係）

⑺　認定設置運営事業者等は、事業年度ごとに、財務諸表その他の財務報告に関する情報の適正性を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める体制について評価を行った報告書（以下「財務報告内部統制報告書」という。）を、財務報告書と併せて認定都道府県等の同意を得て、国土交通大臣に提出しなければならないこととした。（第二八条第八項関係）

⑻　認定設置運営事業者等は、その事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間ごとに、経理の状況等のほか、法人の概況、事業の状況その他の国土交通省令で定める事項を記載した報告書（以下「四半期報告書」という。）を、認定都道府県等の同意を得て、当該各期間経過後四五日以内の国土交通省令で定める期間内に、国土交通大臣に提出しなければならないこととした。（第二八条第一一項関係）

⑼　⑸及び⑹の規定は、⑻の規定により提出する四半期報告書について準用することとした。（第二八条第一二項関係）

⑽　認定設置運営事業者等は、財務報告書、確認書、財務報告に係る内部統制報告書、四半期報告書等を公告しなければならないこととした。（第二八条第一三項関係）

⑾　認定設置運営事業者等が提出する財務報告書及び四半期報告書には、当該認定設置運営事業者等と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならないこととした。認定設置運営事業者等が提出する財務報告に係る内部統制報告書についても、同様とすることとした。（第二八条第一五項関係）

㈣　認定設置運営事業者等に対する報告の徴収等

⑴　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定設置運営事業者等に対し、当該認定設置運営事業者等が行う業務又はその財産に関し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができることとした。（第二九条第一項関係）

⑵　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定設置運営事業者等に対し、当該認定設置運営事業者等が行う業務若しくはその財産に関し質問させ、又は当該認定設置運営事業者等の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させることができることとした。（第二九条第二項関係）

㈣　認定設置運営事業者等に対する指示等

⑴　国土交通大臣は、設置運営事業等の的確な実施を図るため必要があると認めるときは、認定設置運営事業者等に対し、その実施に関し必要な措置を講ずべきことを指示することができることとした。（第三〇条第一項関係）

⑵　国土交通大臣は、認定設置運営事業者等が⑴の指示に違反したときは、当該認定設置運営事業者等に対し、期限を付して、設置運営事業等の全部又は一部の停止を命ずることができることとした。（第三〇条第二項関係）

㈤　認定都道府県等に対する報告の徴収

国土交通大臣は、認定都道府県等に対し、認定区域整備計画の実施の状況について報告を求めることができることとした。（第三二条関係）

㈥　認定都道府県等に対する措置の要求

国土交通大臣は、認定区域整備計画の的確な実施を図るため必要があると認めるときは、認定都道府県等に対し、その実施に関し必要な措置を講ずるよう求めることができることとした。（第三三条関係）

㈦　認定都道府県等に対する指示等

国土交通大臣は、認定区域整備計画の的確な実施のため特に必要があると認められるときは、認定都道府県等に対し、必要な指示をすることができることとした。（第三四条関係）

㈧　認定の取消し

国土交通大臣は、認定区域整備計画が㈤の⑻の基準に適合しなくなったと認めるとき、公益上必要があるものとして認定都道府県等から区域整備計画の認定の取消しの申請があったとき等に該当するときは、区域整備計画の認定を取り消すことができることとした。（第三五条関係）

㈨　認定区域整備計画の実施の状況の評価

⑴　国土交通大臣は、基本方針に即して、毎年度、認定区域整備計画（事業計画を含む。以下㈨において同じ。）の実施の状況について、評価を行わなければならないこととした。（第三七条第一項関係）

⑵　国土交通大臣は、⑴の評価を行おうとするときは、認定都道府県等に対し、認定区域整備計画の実施の状況について、報告を求めることができることとした。この場合において、認定都道府県等は、事業基本計画及び事業計画の実施の状況については、認定設置運営事業者等に対し報告を求め、当該報告について意見があるときは、意見を付して、国土交通大臣に報告することとした。（第三七条第二項関係）

⑶　認定都道府県等は、⑵の規定により認定区域整備計画の実施の状況について報告しようとするときは、協議会が組織されている場合には協議会における協議を、協議会が組織されていない場合には立地市町村等及び公安委員会との協議をしなければならないこととした。（第三七条第三項関係）

⑷　国土交通大臣は、⑴の評価を行おうとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部の意見を聴かなければならないこととした。（第三七条第四項関係）

⑸　認定都道府県等及び認定設置運営事業者等は、⑴の規定による評価の結果を、事業基本計画及び事業計画に適時に反映させるなど、認定区域整備計画に係る業務運営の改善に適切に反映させなければならないこととした。（第三七条第六項関係）